

S-UNITE
U-15女子バスケットボールチーム
設立について

2022.12.20





・チーム名（エスユナイト）について

UNITE（ユナイト）

結束を意味しています。

個々の力を集結し大きな力を生み出す。

SはSAPPOROの意味を含み、

札幌の地で結束したチームを作り

さまざまなステージで活躍する選手を

育成するという意味を込めています！

1

バスケット競技の指導 5人の中で輝く個を育成

現在札幌市内にもいくつかのスクールが散見されますが、個人の技術習得を中心とした取り組みが多いと感じられる。
我々は強みであるチームとして戦い、結果を出す。
コートに立つ5人の特性を生かしたバスケットを展開するためのプレーヤを生み出すことにフォーカスして指導をしていく。

2

バスケット技術のみならず卒業後に活躍できる人間力を磨く

他のメジャースポーツと比較してゲーム参加人数は5人と限られる。コート外で活躍できる選手が社会人としても活躍するということが多々あると感じる。チャレンジする姿勢や、挨拶、礼儀、コートでの振る舞いなどを指導することで
関わる方や地域の方から「応援されるチーム」とともに作り上げる

3

地域貢献活動から生まれるネットワークの確保

今後のライフキャリアを考えていく中で社外の方々との交流が今後の人生を迎える中で自身の成長や貢献につながると感じている。
この事業はその為のインプット、アウトプットの場として考えており、練習会場となる団体のPRも間接的に行い
将来的には施設の認知度UPにも寄与できればチームの存在価値向上を図ることができるのではと感じている。

●U15（中学生）は選手のレベルに見合ったチーム選定の幅が極端に狭い

課題1

指導者の減少

教員の働き方の見直しを受けて
競技指導に割く時間の減少
高レベルな指導者の減少



実力に見合った指導を受けることが
難しくなる。
入学した学校次第になってしまう。

課題2

学区制限の弊害

- 学区による制限があるため、通学している学校での部活が選択肢の大部分になっている
- 部活動を考慮した越境通学は禁止されており、希望するチームでの競技のために転居、私立中学を検討するなど費用的な負担が大きくなるケースがある

課題3

道内クラブチーム化の遅れ

ジュニアウインターカップなど全国規模の大会が増えているものの、道内にはクラブが数チームしかなく、全国的にも遅れをとっている。
更なる人材流出を助長する可能性を感じている



レベルにあったチーム選びや負担を軽減させた上で
バスケットを通じた学びを提供したい！

S-UNITE チーム・スタッフについて

・指導は札幌大学OB中心の「CLASSIC RAMS」のメンバー

札幌地区会長杯バスケットボール大会 準優勝

札幌市民大会 優勝

北海道バスケットボール総合選手権大会 準優勝

全日本社会人バスケットボール選手権 北海道ブロック 優勝（4連覇）
（2022年度実績）

※実績を見ると強そうですが、華やかなプレーはそこまでありません・・・

各々の役割を理解して、個人ができることや約束事を徹底することに拘っています。

・強み

- ・札幌大学のバックアップによる練習会場提供や練習での学生との交流
- ・札幌山の手高校との繋がり（年数回練習試合を行っています）
- ・HP制作や動画制作を行うスタッフの情報発信やPR動画の作成
- ・キャリアで培った繋がりを活かし講師を招いての指導（スポット的に）





スタッフ所属チーム概要

- 2018年発足 現在18名（平均37歳）
- 札幌大学バスケットボール部OB中心となったチーム
- 2019～2022年度北海道クラブチーム
選手権優勝（4連覇）の実績

狙い

- 選手としてのクロージングを考える中で小中学生への指導を行うことでの貢献を考える
- 技術以外での大切なこと伝える選手の将来選択の一助に

活動対象

- 週3、4回 2時間～3時間 15名程度
- 新中学1年生～中学3年生まで
- 月会費 円 年会費 円
- ウェア代金、ユニホーム代金別途

S-UNITE チーム規約



第1条 (名称)

本チームは、S-UNITE (エスユナイテ) と称する。以下本チームと称する

第2条 (運営及び所在地)

YK制作所 (以下、「本所」という。) が主催、監修、運営し、主たる事務所を代表宅に置く。

第3条 (目的)

本チームは、バスケットボールを通じて競技の普及および技術水準の向上を図り、U15以降のカテゴリにおいても活躍できるプレーヤーの心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、札幌、北海道のスポーツ進行に寄与することを目的とする。

第4条 (構成)

本チームは、U15で構成する。

第5条 (入会資格および条件)

本チームに入会できる者は以下の条件を満たすこととする。

- 本チームの活動を行うに適した心身共に健康な状態であること。
- 本チームの目的に賛同し、本規約に同意・遵守できる者(保護者も含む)であること。

第6条(入会)

本チームへの入会を希望する者は以下の手続きを行い、本チームの承認を得なければならない。

- 本チームの会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し提出するものとする。
- 本チームの会員となるには、代表者または担当指導者が入会申込書を審査し、その入会を承認した際に会員となるものとする。
- 本チームの会員となる際、移籍を伴う場合には移籍元を確認を行う場合がある。

第7条(会員の期間、会費等)

- 本チームにおける会員の期間は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までの年度とする。
- 退会の申し出がない場合、会員の資格は年度ごとに自動更新される。
- 本チームに入会する者は、別に定める所定の入会金および月会費を納入する。
- 入会金及び月会費を指定期日までに納入するものとする。
- 特例として、年度(4月1日に始まり翌年3月31日までとする。)途中での入会を認める。その場合、入会金および月会費は入会日よりとする。
- 6年度毎に更新料を納入するものとする。
- 入会金および月会費はチーム状況並びに活動状況に応じて料金改定がなされることがある。

第8条 (会費の不返還)

入会金、月会費等は、退会の理由を問わず、原則返還しないものとする。

第9条 (月会費の滞納)

会員が月会費の納入を2か月間怠った時は、活動停止、退会させることができる

第10条 (指導内容)

チームは指導要綱を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

第11条 (練習日および時間)

本チームの練習日、時間については、定めた月間スケジュールにより実施する。但し、やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間の変更、または中止することができる。その場合は、事前に通知する。

第12条 (選手のモラル)

- 選手は次の事項を厳守しなければならない。
- 本チームの目的に沿うよう努めること。
 - 本規約および本チームの定める諸規則を遵守すること。
 - 選手はチームの一員であることを自覚し、練習及び試合、またはチームとして移動する場合本チームが指定したウェアを着用し、常に品位を保つよう努めること。街の小学生や中学生の模範となるような行動を心がけること

第13条 (チームへの連絡)

下記の内容に記す場合は本チーム事務局へ連絡するものとする。

- 体調不良などにより練習、試合、イベントを欠席する場合
- 休会、退会その他の問い合わせについて

第14条 (休会)

本チームの選手の休会とは下記の内容とする。この場合登録解除を検討する。

- 怪我などにより本チームの活動を1ヶ月以上2ヶ月以下、継続して休む場合
 - 上記理由以外で本チームが許可し、1ヶ月以上2ヶ月以下、継続して休む場合
- 2.原則、休会の期間は2ヶ月以内とし、休会の期間を経過したときは自動的に復会とする。ただし、本会が休会の延期が必要と認めた場合はこの限りではない。

第15条 (退会)

- 会員が会員の都合により退会を希望する場合は、退会前月15日までに退会届を本チームに提出し、承認を得るものとする。
- 退会までに月会費等の滞納がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
- 退会以降の月会費がすでに納入されている場合のみ、過徴収分の月会費を返金する。
- 本チームは、月会費の分割返金はしないものとする。

第16条 (届出次項の変更)

会員は、住所・連絡先等の変更があった場合は、所定の届け出用紙により速やかにその旨を届けなければならない。

第17条 (除名)

会員(親権者を含む)が、次の事項に該当するとき、その他本会が会員として不適格と判断した場合、本会員より除名することができるものとする。

- 本規約に違反したときまたは違反すると判断したとき
- 選手としてふさわしくないと認めるとき
- 本チームの名誉と品格を著しく毀損したとき

第18条 (事故の責任)

- 選手は、本チームが主催、あるいは参加する活動ならびにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定および施設管理者ならびにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難・傷害その他事故が起ころも、当該施設および本チームおよびスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 2.選手は本チームが指定する傷害保険に必ず加入するものとする。

第19条 (活動の休止・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他通常の活動を継続することが困難となる事由が生じたときは、本チームの活動を休止もしくは閉鎖することがある。

第20条 (写真・映像)

本チームの活動風景を撮影した写真および映像をチームホームページ、SNS、メディア、その他プロモーションに使用する場合がある。

第21条 (個人情報の取扱い)

- 本チームは法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。
- 2.本チームおよび共催企業・団体における業務上の連絡・手続き・管理等の正当な目的以外では使用しないものとする。

第22条 (秘密漏洩の禁止)

選手は活動で得た秘密情報の漏洩や第三者に対する開示を禁止する。また、退会時は秘密保持義務を誓約するものとする

第23条 (細則)

本規約に定めのない事項および運営上必要な細則は、本会が決定し告知する。

第24条 (改訂)

本規約の改訂は本会がその運営上、必要且つ相当であると合理的に認める場合、改訂できるものとする。なお、変更規定の内容はチームホームページ等にて行うものとする。

第25条 (施行)

本規約は2023年4月より施行するものとする。